

令和3年5月7日

兵庫県内の飲食事業者等の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本 部 長（兵庫県知事） 井戸 敏三

新型コロナウイルス感染症緊急事態措置に係る 飲食店等に対する休業要請等について

兵庫県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態措置として、飲食店等に対し休業等を要請してきましたが、依然として多数の感染者が発生していることから、下記の通り休業等の要請期間を延長します。

事業者の皆様には厳しい状況が続きますが、県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 延長期間 令和3年5月12日(水)から令和3年5月31日(月)まで
- 2 対象地域 兵庫県全域
- 3 対象施設

種 類	施 設
飲食店等 (宅配・テークアウトは除く)	飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店 等 ※飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設
遊興施設 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー 等 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外。ただし、入場整理の実施や、酒類提供・カラオケ設備使用の不可について協力依頼
カラオケ店 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けていない施設を含む)	カラオケ店、カラオケボックス、カラオケ喫茶 等

- 4 要請内容 (※)特措法第45条第2項に基づく（感染対策の徹底については以下の①～⑨）
 - ・酒類又はカラオケ設備の提供の禁止
 - ・酒類及びカラオケ設備を提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）しない場合の営業時間短縮（5時～20時）
 - ・感染対策の徹底

※ 詳細については、別添資料をご確認ください。

感染対策の徹底

- ① 従業員への検査勧奨
- ② 入場者の感染防止のための整理・誘導
- ③ 発熱等の症状のある者の入場の禁止
- ④ 手指の消毒設備の設置
- ⑤ 事業を行う場所の消毒
- ⑥ 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
- ⑦ 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止
- ⑧ 施設の換気
- ⑨ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保
- ⑩ CO2 センサー等の設置
- ⑪ 業種別ガイドラインの遵守

お問い合わせ先

◆兵庫県緊急事態措置コールセンター

T E L : 0 7 8 - 3 6 2 - 9 9 2 1

受付時間：平日 9時～17時（ただし、5/9(日)までの土・日は開設）

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター（協力金に関すること）

T E L : 0 7 8 - 3 6 1 - 2 5 0 1

受付時間：平日 9時～17時（ただし、5/9(日)までの土・日は開設）

◆県ホームページ

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html

飲食店等への要請等〔特措法第45条第2項等に基づく〕

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
飲食店等 (宅配・テイクアウトサービスを除く)	飲食店	〔法第45条第2項に基づく要請〕 (酒類又はカラオケ設備を提供する場合(利用者による酒類の持込みを認めている飲食店を含む)) ・施設の休業	
	料理店		
	喫茶店		
	居酒屋 等		
遊興施設 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設) ※	キャバレー	(酒類及びカラオケ設備の提供をしない場合(酒類及びカラオケ設備の提供を取り止める場合を含む)) ・営業時短要請 (5時～20時)	※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外 ただし、入場整理の実施や、酒類提供・カラオケ設備使用の不可について協力依頼
	ナイトクラブ		
	ダンスホール		
	スナック	(共通内容) ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 ・上記のほか、特措法施行令第12条第1項各号に規定される措置 (従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱など有症状者の入場禁止、手指消毒設備の設置、施設の消毒、入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知、施設の換気)	
	バー		
	ダーツバー		
	パブ		
	サロン	〔法第24条第9項に基づく要請〕 ・C O 2 センサー等の設置 ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場者による酒類の持込み禁止	
	ホストクラブ		
	ディスコ		
	場外馬 (車・舟) 券場 等		
カラオケ店 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設を含む)	カラオケ店・カラオケボックス		
	カラオケ喫茶 等		
結婚式場 ※	結婚式場	〔法第45条第2項に基づく要請〕 ・酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 ・営業時間短縮 (5 時～20時) ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 ・上記のほか、特措法施行令第12条第1項各号に規定される措置 (従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱など有症状者の入場禁止、手指消毒設備の設置、施設の消毒、入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知、施設の換気) 〔法第24条第9項に基づく要請〕 ・C O 2 センサー等の設置 ・業種別ガイドライン遵守の徹底 〔法に基づかない協力依頼〕 ・1.5時間以内の開催 ・参加人数50人以下又は収容率50%以内	※ホテル・旅館等での結婚式を含む